

1. 第1次対応（不審者発見時の対応）



<発見者>

- 大きな声を出し、近くの職員に応援を依頼するとともに、校長・副校長への連絡を依頼する。
- 児童の安全を確保（避難・誘導・応急処置）する。
- 不審者へ対応（現場近くの複数人で対応）する。

負傷者

応急手当

養護教諭

※医療機関へ
連絡付き添い

<近くの職員>

応援

- ※ 校長、副校長への連絡と
負傷者がある場合、養護教諭への連絡
- 児童の安全確保（避難・誘導・応急処置）
- 扉を閉め、不審者と児童を遮断する。

警察

連絡

職員室・事務室

- 侵入場所へ駆けつける（複数の職員）
- 非常通報装置を押す（学校110番）
- 非常放送（児童の避難・誘導指示）
- 現場の情報収集を行う

校長・副校長

在職員室教員
事務職員

※養護教諭への連絡

※医療機関への連絡

※警察への連絡

※教育委員会への連絡

連絡

指示

避難場所

体育館、
校庭、
その他
校長が指示
する場所

各教室の対応（児童の安全確保）

- 非常放送に従い、避難する。
- 場合によっては校外へ2次避難をする。
- 児童の避難・誘導（学級担任・教科担任）

非常放送

教育委員会

- ・ 対応指示
- ・ 応援

※警察への通報

通常は、葛西警察署に電話連絡を行う。状況により非常通報装置（学校110番）を運用するが、運用に当たっては校長が判断する。

2. 第2次対応（事件直後の対応）

《緊急対策会議（運営委員会）》

- 情報収集・状況の把握
- 協議・決定、伝達・指示
- 負傷者の確認・医療機関への搬送
- 児童の安全管理・保護者への引き渡し、下校
- 警察との連絡 □ 教育委員会との連絡
- 保護者との連絡 □ マスコミへの対応

《救急措置》

- 応急処置
（発見者・養護教諭等）
- 医療機関への搬送、
連絡調整
（養護教諭）
- 負傷者の人数・氏名・
程度等の把握
（養護教諭）
- 負傷した児童の
保護者への連絡・対応
（副校長、学級担任）

《児童管理》

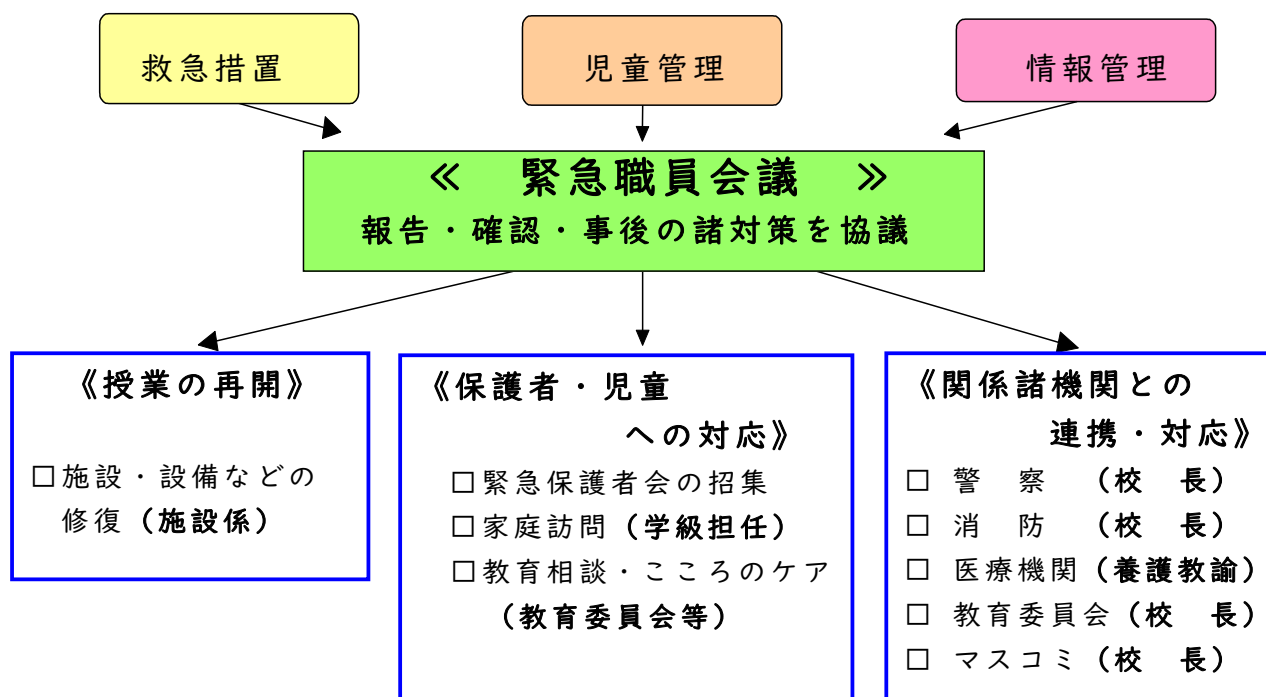
- 児童の安全管理
- 避難・誘導
- 下校・集団下校・引渡し
の指揮
（生活指導主任）
- P T Aとの連絡
（副校長）
- 保護者への連絡（連絡メ
ール）
（各学級担任）
（情報推進リーダー）

《情報管理》

- 情報収集・状況の
把握・伝達・記録
（教務主任）
- 警察・教育委員会・
マスコミへの対応
（校長）
- 保護者・地域への対応
（副校長）

※ 上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。
また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておくものとする。

3. 第3次対応（事件後の対応・措置）



4. 児童の避難誘導

1 教職員の誘導体制	
副校長（又は主幹）	非常放送（避難場所の指示）
各学級担任・授業担当者	児童の誘導、安全確保
授業のない教員	校内残留児童の確認・誘導
2 発見時間及び場所による避難誘導	
授 業 中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認し、直ちに児童を安全な場所へ避難・誘導する。
休 み 時 間	原則として、 <u>学級担任又は次の授業を受け持つ授業担当者</u> は、非常放送により事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、児童の避難・誘導にあたる。

5. 教職員等の主な役割

※発見者・・・大きな声を出し、近くの職員に応援を求め、複数人で対応。

児童の安全確保、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

係	担 当	主 な 役 割
総指揮	校 長	対応方針の決定、校内の総括・指揮、 教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等
通報	副校長	非常放送（避難指示）、関係機関、保護者・PTA等への対応、校外からの連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等
連絡	教務主任	情報収集、状況の把握・記録伝達（副校長を補佐）、 緊急保護者会の企画
避難誘導	生活指導主任	児童の避難誘導及び人員確認、安全確保、 下校や集団下校・引渡しの指揮、 状況説明と動揺を防ぐための全校集会の企画
	学級担任	児童の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、 学級の児童の不安や動揺の解消等
	学年主任	担任への助言、担任不在の学級への援助体制の指示
防御	副担任	不審者への対応、施設設備の修復、 担任不在の学級への援助、児童の安全確保
救護	養護教諭	応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添 健康状態の把握、心のケア

6. その他の対応＜緊急時の連絡体制＞

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、随時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、児童の早期下校や休校等について決定し、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠心誠意をもって対応する。

緊急通報マニュアル

1. 警察を要請する場合（不審者等）

◎ 「110」または「〇〇〇〇-0110（〇〇警察署）」

「不審者が侵入しています。」

「江戸川区立南葛西第三小学校です。」

「住所は江戸川区南葛西5-2-1」

「電話番号は、03-3878-3357」

「状況は_____、不審者の状況は_____、
刃物等は_____、けが人は_____名、

2. 救急車を要請する場合

◎ 「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立南葛西第三小学校です。」

「住所は江戸川区南葛西5-2-1」

「電話番号は、03-3878-3357」

「けが人(病人)は〇年生、男子(女子)〇名」

「症状、けがの状態は_____」

正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。